

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針の主要論点 (案)

－主権者たる国民の視点に立った番号制度の構築－

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

平成23年1月24日

目次：

I	理念	2
II	番号制度に必要な3つの仕組み	3
	(1) 付番	4
	(2) 情報連携	5
	(3) 本人確認	5
III	「番号」はどのように利用されるのか	7
IV	個人情報保護の方策	7
V	今後の進め方	8

I. 理念

複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が存在しないことが課題

○年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる必要性が、この基盤なしには充足しがたい。

○この基盤がないことが以下の大きな要因となっている。

- ・国民一人ひとりが公平・公正に扱われ、自分の納めた税金や保険料にふさわしい社会保障がきめ細やかに、また的確に行われ、自分の権利がしっかりと守られ、そのことを自分の目で確認することができるといった点において、必ずしも十分な制度が構築されてこなかったこと。
- ・国民が行う行政手続において、一つ一つの手続に重複した添付書類が求められるなど煩雑かつ不便でコストがかかり、制度上利用できるサービスであってもそれを知らないために受給の機会を逃してしまう、などといった国民の負担や不公平が生じていること。
- ・国民が行政からそれぞれの実情にあったサービスを受取る前提となる正確な本人特定ができず、真に手を差し伸べられるべき国民へのセーフティネットが万全ではないこと。
- ・国—地方の間、国の各府省間、地方公共団体間や各主体内の業務間の情報の連携が不足しており、本来国民へのサービスに振り向けられるべき財源や人的資源が重複する作業等に費消されていること。

○また、番号制度は既存の事務や業務そのものの見直しを可能とする基盤ともなるため、さらに質の高い行政サービスを提供し、国民がそのメリットを享受できるよう、番号制度を活用し、業務のあり方の見直しにも取り組んでいくべきである。

「社会保障・税に関わる番号制度」（以下「番号制度」という。）は、かかる基盤を提供することにより、国民がより公平・公正さを実感し、国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるように、主権者たる国民の視点に立って、以下のような社会を実現することを理念とするもの。

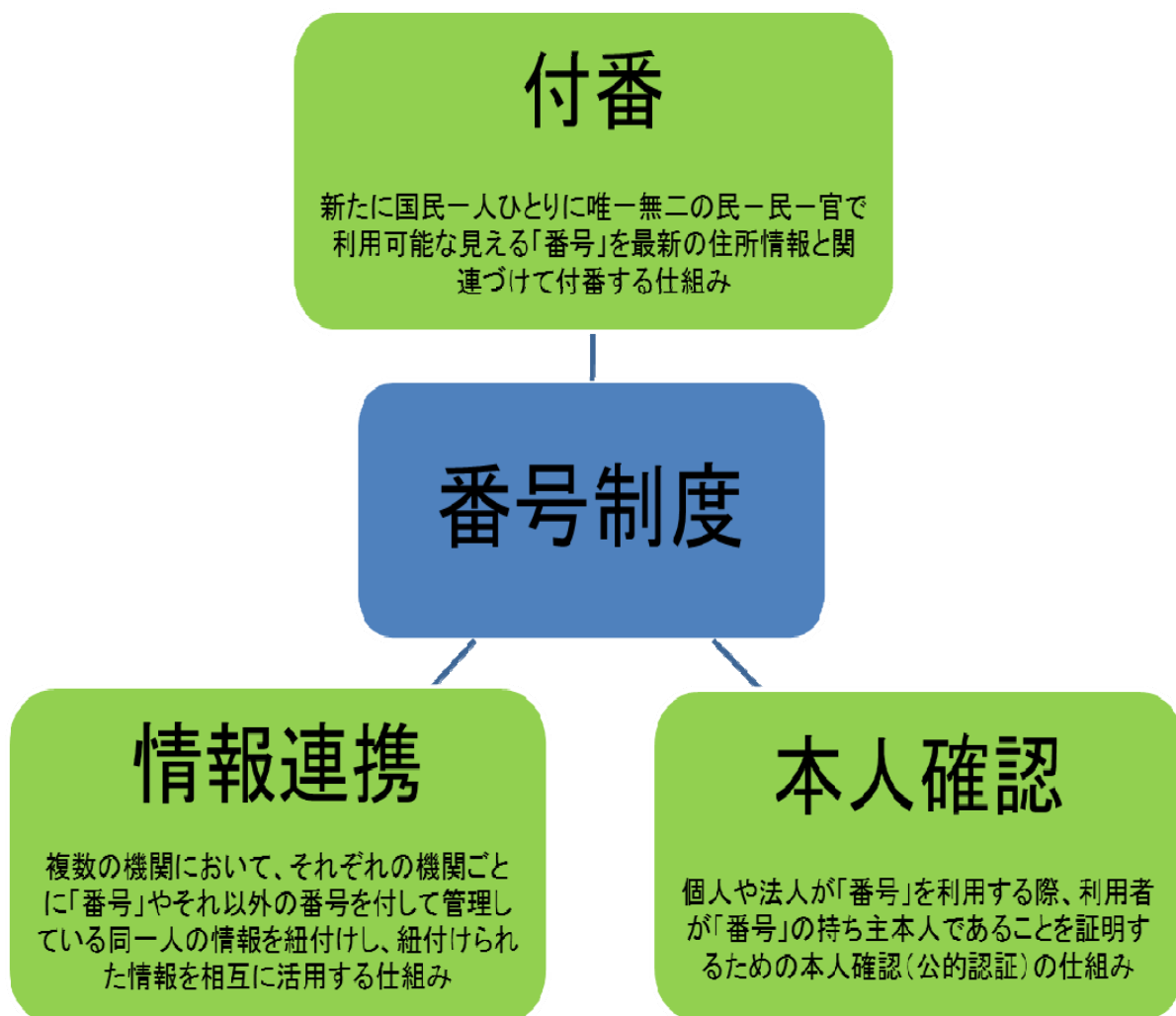
- ①より公平・公正な社会の実現
- ②社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会の実現
- ③行政に過誤や無駄のない社会の実現
- ④国民にとって利便性の高い社会の実現
- ⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現

II. 番号制度に必要な3つの仕組み

番号制度を上記のとおり、複数の機関に存在する個人や法人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤として構築するためには、以下の3つの仕組みが必要。

番号制度は、

- ①付番、②情報連携、③本人確認
の3つの仕組みで構成される社会基盤



1. 付番

(1) 「番号」

個人及び法人等に対して付番する「番号」について、主な論点は次のとおり。

○個人に対して付番する「番号」

- ・ 住民基本台帳ネットワークを活用した新たな番号とする
- ・ 付番対象をどうするか
- ・ どのように利活用するか（公開・流通の範囲、利用目的等）
- ・ 「番号」の名称をどうするか

○法人等に対して付番する「番号」

- ・ 「番号」に何をを使うか
- ・ 付番対象をどうするか
- ・ どのように利活用するか（公開・流通の範囲、利用目的等）

(2) 付番機関等

付番機関について、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、まずはどの既存省庁の下に設置すべきか。
また、情報連携基盤を担う機関の所管は、どの省庁とすべきか。

(3) 「番号」を共通化する範囲

「番号」を共通化する範囲をどうするか。

2. 情報連携

複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を相互に活用する仕組みを「情報連携」という。

なお、情報連携にあたり、各府省・関係機関・地方公共団体等がそれぞれ利用している番号間を紐付けするための方法について検討する。

(1) 情報管理

各府省・関係機関・地方公共団体等のデータベースによる分散管理方式

(2) 情報連携の範囲

情報連携の範囲にかかる主な論点は、①「番号」と紐付けされた情報の更新、②利活用のための情報連携、③情報連携基盤の3点。

① 「番号」と紐付けされた情報の更新

各府省・関係機関・地方公共団体等が保有しているデータに紐付けられた個人や法人の属性情報の最新化を図る仕組みについて検討。

② 利活用のための情報連携

当面の利活用のための情報連携の範囲をどうするか。

③ 情報連携基盤

後述の「情報連携基盤技術ワーキング・グループ」における論議を踏まえつつ検討・整理。

3. 本人確認

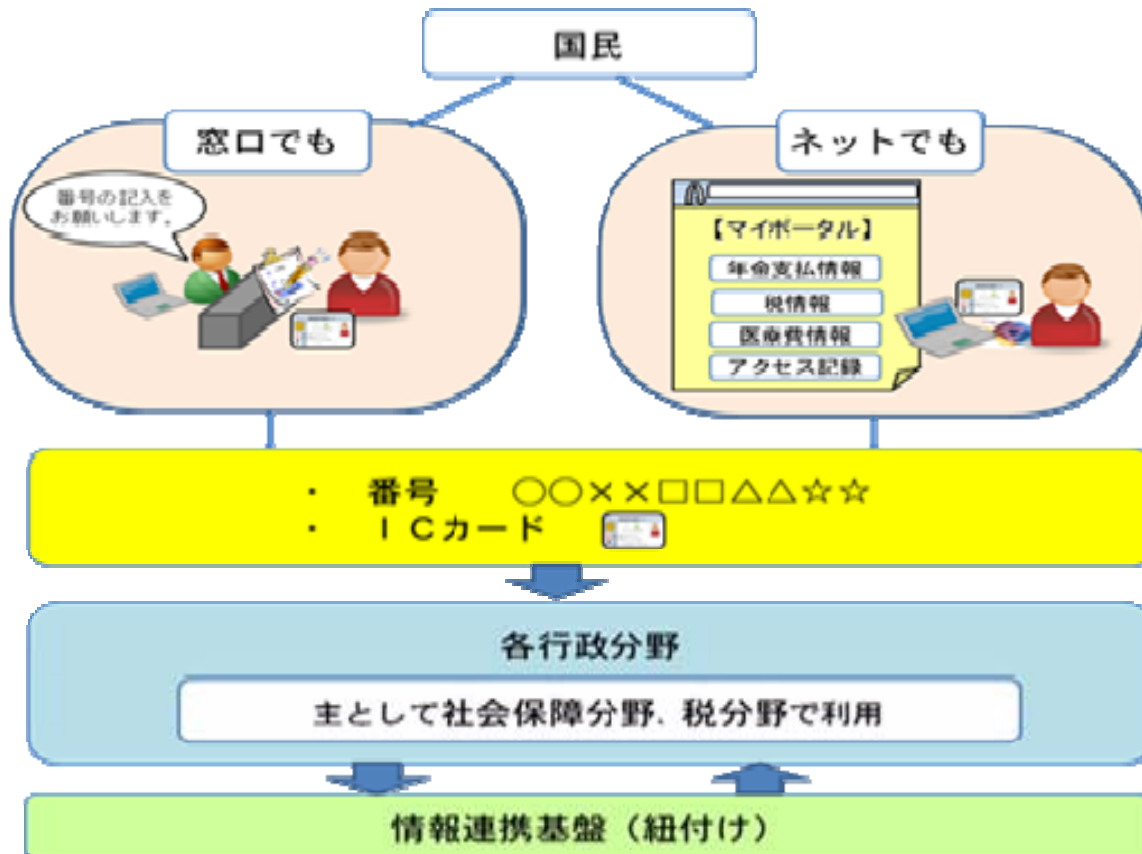
「番号」を利用する際、利用者が「番号」の持ち主本人であることを証明するための本人確認（公的認証）の仕組みを構築するため、既存のシステムである公的個人認証及び住民基本台帳カードを番号制度の導入に合わせて改良¹、活用することにより、本人確認を行う（以下改良される住民基本台帳カードを「ICカード」という。）。また、民-官、民-民のそれぞれの取引の場面で求められる認証の在り方について検討を行う。

¹ 認証用途の電子証明書への用途拡大や、署名検証者の民間事業者への拡大等が想定される。

Ⅲ. 「番号」はどのように利用されるのか

当面、社会保障と税務の分野の次のような場面で利用されるが、それぞれの具体的な利用場면을どう考えるか。

1. 社会保障分野における利用
2. 年金・税務分野における利用
3. 医療・税務分野における利用
4. 税務分野における利用
5. より一層国民の利便に資する利用
申請・申告等における添付書類の省略
 - (1) 給付等の申請
 - (2) 自己負担割合・自己上限負担額の決定
 - (3) 国税・地方税の申告
6. 国民が自己情報を確認し、行政機関等からの情報提供により、サービスを受ける



IV. 個人情報保護の方策

番号制度に係る個人情報保護の具体的方策については、今年5月を目途に「社会保障・税番号大綱（仮称）」に向けた一定の結論を得るよう検討を進めることとしてはどうか。

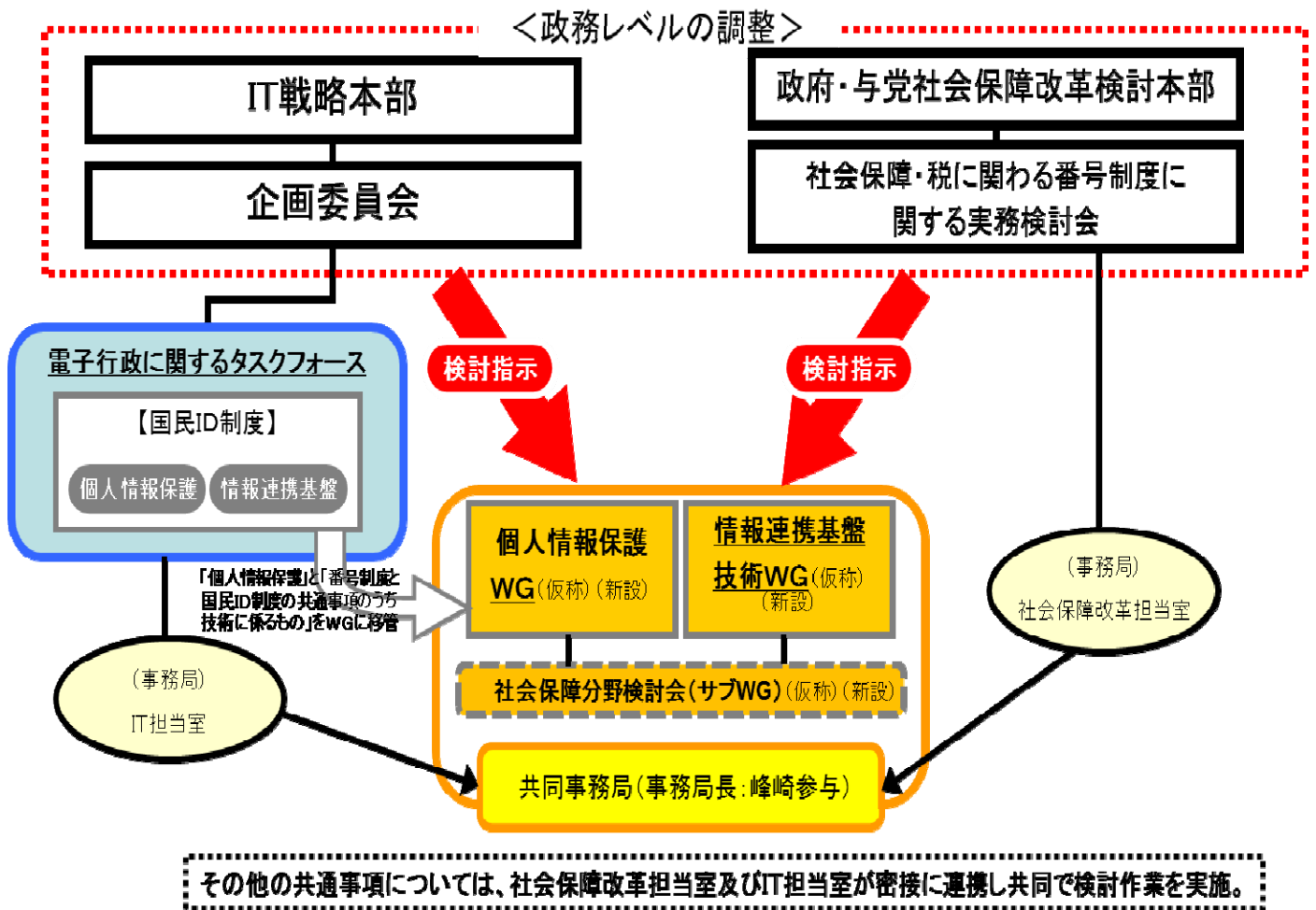
主な論点は次のとおり。

1. 自己情報へのアクセス記録の確認
2. 第三者機関
3. 目的外利用・提供の制限等
4. 罰則
5. プライバシーに対する影響評価

V. 今後の進め方

1. ワーキング・グループの設置

番号制度に係る個人情報保護の具体的方策と情報連携基盤技術などシステムに係る具体的な基本設計案については、今年5月を目途に「社会保障・税番号大綱（仮称）」に向けた一定の結論を得るよう、ワーキング・グループを設置して検討を進めることとしてはどうか。



2. 地方公共団体等との連携

3. 番号制度の導入に係る費用と便益

4. 法制的整備

5. 番号制度創設推進本部の設置

番号制度について国民各層の納得と理解が得られるよう、番号制度創設推進本部を設置し、民間団体と協力しながら番号制度の創設を推進する。

具体的には、政府広報を積極的に実施し、中央・地方の各界各層の協力を得て平成23年度及び平成24年度の2か年をかけて全国47都道府県で番号制度に関するシンポジウムを行うとともに、番号制度導入のために周知・広報を行う民間団体を支援し、緊密な連携を行うものとする。

6. 今後のスケジュール

平成23年1月	基本方針
3月～4月	「社会保障・税番号要綱（仮称）」の公表
6月	「社会保障・税番号大綱（仮称）」の公表
秋以降	可能な限り早期に法案提出

さらに、第三者機関の設置時期、番号の配布時期、利用開始時期、ICカードを配布する場合の配布時期等についてどうするか。